

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。

また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護 (1日あたり)

基本料金	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要介護1	3,257円	326円	4,432円	444円
要介護2	3,727円	373円	5,083円	509円
要介護3	4,218円	422円	5,745円	575円
要介護4	4,688円	469円	6,386円	639円
要介護5	5,179円	518円	7,059円	706円

※3%加算 ⇒ 感染症や災害による影響で、利用者数が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月の間、対象月の基本料金に3%を上乗せした料金がかかります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者 負担額
個別機能訓練加算Ⅰ(口)	907円	91円
個別機能訓練加算Ⅱ (月額)	213円	22円
ADL維持等加算(Ⅱ) (月額)	640円	64円
科学的介護推進体制加算* (月額)	427円	43円
若年性認知症利用者受入加算	640円	64円

※科学的介護推進体制加算 ⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

職員の処遇改善に関する加算	利用料	利用者 負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ*	192円	20円

※介護職員総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月のご利用料金の5.9%
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月のご利用料金の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月のご利用料金の1.1%

減算	利用料	利用者 負担額
同一建物減算* (ケアハウス愛和入居者対象)	-1,003円	-101円
送迎減算(片道)*	-501円	-51円

※同一建物減算 ⇒ 当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
 ※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

行事参加費	実費
-------	----

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

基本料金 減算等	基本料金		同一建物減算 (ケアハウス愛和入居者対象)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
事業対象者	17,856円	1,786円	-4,015円	-402円
要支援1	17,856円	1,786円	-4,015円	-402円
要支援2	36,611円	3,662円	-8,031円	-804円

職員の処遇改善に関する加算		利用料	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者	768円	77円
	要支援1	768円	77円
	要支援2	1,537円	154円

※介護職員総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月のご利用料金の5.9%
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月のご利用料金の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月のご利用料金の1.1%

リハビリ等に関する加算等	利用料	利用者負担額
運動器機能向上加算	2,403円	241円
科学的介護推進体制加算*	427円	43円
若年性認知症利用者受入加算	2,563円	257円

※科学的介護推進体制加算
⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

行事参加費	実費
-------	----

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合

など

別添利用料金表 地域密着型通所介護 (2割負担及び3割負担)

令和 4年 10月 1日 改訂

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護 (1日あたり)

基本料金	2割負担				3割負担			
	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3,257円	652円	4,432円	887円	3,257円	978円	4,432円	1,330円
要介護2	3,727円	746円	5,083円	1,017円	3,727円	1,119円	5,083円	1,525円
要介護3	4,218円	844円	5,745円	1,149円	4,218円	1,266円	5,745円	1,724円
要介護4	4,688円	938円	6,386円	1,278円	4,688円	1,407円	6,386円	1,916円
要介護5	5,179円	1,036円	7,059円	1,412円	5,179円	1,554円	7,059円	2,118円

※3%加算 ⇒ 感染症や災害による影響で、利用者数が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月の間、対象月の基本料金に3%を上乗せした料金がかかります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
個別機能訓練加算 I (口)	907円	182円	273円
個別機能訓練加算 II (月額)	213円	43円	64円
ADL維持等加算(II) (月額)	640円	128円	192円
科学的介護推進体制加算 (月額)	427円	86円	129円
若年性認知症利用者受入加算	640円	128円	192円

※科学的介護推進体制加算
⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

職員の処遇改善に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
サービス提供体制強化加算 II *	192円	39円	58円

※介護職員の総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算 I	1ヶ月のご利用料金の5.9%
特定処遇改善加算(I)	1ヶ月のご利用料金の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月のご利用料金の1.1%

減算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
同一建物減算* (ケアハウス愛和入居者対象)	-1,003円	-201円	-301円
送迎減算(片道)*	-501円	-101円	-151円

※同一建物減算 ⇒ 当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

行事参加費	実費
-------	----

別添利用料金表 予防専門型通所サービス (2割負担及び3割負担)

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

基本料金 減算等	2割負担				3割負担			
	基本料金		同一建物減算		基本料金		同一建物減算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
事業対象者	17,856円	3,572円	4,015円	-803円	17,856円	5,357円	4,015円	-1,205円
要支援1	17,856円	3,572円	4,015円	-803円	17,856円	5,357円	4,015円	-1,205円
要支援2	36,611円	7,323円	8,031円	-1,607円	36,611円	10,984円	8,031円	-2,410円

※3%加算 ⇒ 感染症や災害による影響で、利用者数が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月の間、対象月の基本料金に3%を上乗せした料金がかかります。

職員の処遇改善に関する加算	利用料	利用者負担額		
		2割	3割	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業者	768円	154円	231円
	要支援1	768円	154円	231円
	要支援2	1,523円	308円	462円

※介護職員総数のうち、「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月のご利用料金の5.9%
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月のご利用料金の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月のご利用料金の1.1%

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
運動器機能向上加算	2,403円	481円	721円
科学的介護推進体制加算	427円	86円	129円
若年性認知症利用者受入加	2,563円	513円	769円

※科学的介護推進体制加算
⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

行事参加費	実費
-------	----

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。但し以下の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更の場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合 など